

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	固定資産税台帳管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、固定資産税台帳管理業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行ない、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県富津市長

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税台帳管理事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・地方税法に基づき固定資産(土地、家屋及び償却資産)の管理を行っている。・賦課期日現在に登記簿または土地補充課税台帳、家屋補充課税台帳、償却資産課税台帳に登録または登録されている者を所有者として固定資産税の納税義務者とする。・固定資産税は、土地、家屋、償却資産の課税標準の合計額に税率を乗じた額により賦課をする。・固定資産税の減免が必要であると判断した場合、減免をする。
③システムの名称	固定資産税システム、宛名管理システム、収納管理システム、口座管理システム、eLTAXシステム、バックアップシステム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税賦課情報ファイル、収納情報ファイル、口座情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(別表第一 16の項)、第9条第3項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二 27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条第11号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部課税課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富津市総務部総務課行政係 千葉県富津市下飯野2443 電話 0439-80-1209
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富津市市民部課税課資産税係 千葉県富津市下飯野2443番地 電話 0439-80-1242

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-①部署	市民部課税課	市民部税務課	事後	
平成29年4月1日	I-5-②所属長	課長 都倉 康宏	課長 相澤 智巳	事後	
平成29年4月1日	I-7請求先	市民部課税課資産税係	市民部税務課資産税係	事後	
平成29年4月1日	I-8連絡先	市民部課税課資産税係	市民部税務課資産税係	事後	
平成30年6月29日	I-5-②所属長	課長 相澤 智巳	課長	事後	
令和1年5月17日	IVリスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式変更に伴う修正
令和2年4月1日	I-5-①部署	市民部税務課	市民部課税課	事後	
令和2年4月1日	I-7請求先	市民部税務課市民税係	市民部課税課資産税係	事後	
令和2年4月1日	I-8連絡先	市民部税務課市民税係	市民部課税課資産税係	事後	
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 27の項	番号法第19条第8号 別表第二 27の項	事前	番号法改正に伴う修正
令和4年4月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条第5号	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条第11号	事後	根拠規定の修正
令和4年5月24日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	市民部課税課市民税係 千葉県富津市下飯野2443番地 TEL0439-80-1241	富津市総務部総務課行政係 千葉県富津市下飯野2443 電話 0439-80-1209	事後	
令和4年5月24日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民部課税課資産税係 千葉県富津市下飯野2443番地 TEL0439-80-1242	富津市市民部課税課資産税係 千葉県富津市下飯野2443番地 電話 0439-80-1242	事後	